

建築基準法・長期優良住宅
電子申請による届出の手順について

【申請者用】

令和5年3月

建築住宅課
指導審査班

目 次 【申請者用】

はじめに	P 1
1. 届出等の手順について	P 2
2. 届出等内容及び受付状況の確認について	P 9
3. 最後に	P 16

はじめに・・・【申請者用】

下記の資料は添付ファイルとしてシステム入力をお願いしています。
事前に準備をお願いします。

【共通事項】

※大分市、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市の工事については、本システムでは受付できませんのでご注意ください。

※届出書等は作成不要です。

(システムに入力すると自動的に作成されます。)

【工事届・除却届(建築基準法)】

●提出の際に添付をお願いしている資料

(任意)案内・位置図(申請の場所が判るようにお願いします)

※一度に入力できる棟数は、3棟までです。

4棟以上の届出を行う場合は、3棟毎に分けて提出してください。

※工事届の記載には、「建築物の主要用途の記号」の入力が必要です。大分県HPより一覧表をダウンロードし、該当する記号を入力してください。

【施工状況報告書(建築基準法)】

●提出の際に添付が必要な資料

- ・ 図面、写真、品質証明の写し等

【証明願い(建築基準法)】

※申請後の証明書の受取りは、**申請した土木事務所の窓口にお越しください。**

※証明願いを入力する際に、確認済証等の記載情報が必要となります。

不明な場合は、建築物の所在地を管轄する土木事務所へ問い合わせください。

【工事が完了した旨の報告書(長期優良住宅)】

●申請の際に添付が必要な資料

- ・ 工事監理報告書又は検査済証の写し

1. 届出の手順について【申請者用】

(1) 建築住宅課ホームページ電子申請を選んでクリックしてください。

The screenshot shows the Oita Prefectural Government website. At the top, there are navigation links for '本文へ', '日本一のおんせん県おおいた', 'ご利用ガイド', '問い合わせ', 'Other Languages', and '相談窓口'. The main header features the Oita Prefectural Government logo and the text '大分県'. Below this, there are icons for '防災ポータル', '分類でさがす', '目的でさがす', and '組織でさがす'. A search bar on the left contains the text '大分県 建築住宅課' and a search button. A breadcrumb trail reads 'トップページ > 組織からさがす > 土木建築部 > 建築住宅課'. The main content area is titled '建築住宅課' and includes a page number 'ページ番号: E000018500'. A '新着情報' section lists several updates with dates and links. At the bottom, there are social media links for Facebook and Instagram. Two buttons are visible at the bottom: '宅地建物取引業 異動届 電子申請' and '建築基準法・長期優良住宅 電子申請', with the latter being highlighted by a red box and a red arrow pointing to it from the text 'こちらをクリック。'.

「大分県 建築住宅課」で検索。

大分県 建築住宅課

現在地: [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [土木建築部](#) > [建築住宅課](#)

建築住宅課

ページ番号: E000018500

新着情報

- 2022年9月1日更新 [令和4年度 第2回 おおいたマンション管理セミナー（別府会場）の開催について](#)
- 2022年8月30日更新 [【開催報告】令和4年度 おおいたマンション管理セミナー（大分会場）の開催について](#)
- 2022年8月16日更新 [地震被災建築物応急危険度判定制度](#)
- 2022年8月16日更新 [市町村ごとの居住支援ネットワーク会議の開催](#)
- 2022年8月15日更新 [大分県建築審査会](#)

[新着情報の一覧](#) > [新着情報のRSS](#) >

住宅セーフティネット | 高齢者住宅施策(サ高住など) | 大分県木造住宅等推進協議会

建築住宅課の Facebook ページはこちら
<https://www.facebook.com/kentkujutaku.oita/>

建築住宅課の Instagram ページはこちら
https://www.instagram.com/kentkujutaku_oita/

宅地建物取引業 異動届 電子申請

建築基準法・長期優良住宅 電子申請

こちらをクリック。

1. 届出の手順について【申請者用】

(2) **工事届・除却届を提出する方は**「建築物の主要用途の記号」ボタンをクリックしてください。次に、ホームページの表から該当する土木事務所の項目を選んでクリックしてください。



オンライン届出はこちらから

1 建築基準法関係

※工事届及び除却届の記載には、「建築物の主要用途の記号表」が必要です。

必ず、下記ボタンよりダウンロードしてください。



受付窓口	手続き名称	担当課名等	電話番号
建築物若しくは除却を行う所在地			
大分県 別府土木事務所 【管轄：杵築市、日出町、国東市、姫島村】	●工事届(建築基準法第15条)	●除却届(建築基準法第15条)	0977-77011
	●工事施工者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条)	●工事監理者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条)	建築住宅課
	●施工状況報告書(大分県建築基準法施行細則第19条)		建築住宅課
	●証明願い(建築物)	●証明願い(道路(建築基準法第1項第5号))	住宅課
	●証明願い(工作物)	●証明願い(昇降機)	住宅課
大分県 大分土木事務所 【管轄：由布市】	●工事届(建築基準法第15条)	●除却届(建築基準法第15条)	0975-55111
	●工事施工者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条)	●工事監理者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条)	建築住宅課
	●施工状況報告書(大分県建築基準法施行細則第19条)		建築住宅課
	●証明願い(建築物)	●証明願い(道路(建築基準法第1項第5号))	住宅課

①工事届・除却届の記載には、「建築物の主要用途の記号」が必要です。クリックし、ダウンロードしてください。

②該当する土木事務所の申請・届出等のセルをクリック。

証明願いは、クレジットカード払い以外は、電子申請できません。

建築物の主要用途の記号

【(1)居住専用建築物】の場合		記号
居住専用住宅(附属建築物を含む。)	主要用途の区分	01
居住専用住宅(附属建築物を除く。)	用途	02
居宅(専ら居住の用に供する建築物)	用途	03
居宅(専ら居住の用に供する建築物)	用途	04
他の用途に供する居住専用建築物(附属建築物を含む。)	用途	05

【(2)居住兼業併用建築物】及び【(3)商業専用建築物】の場合		記号
居住兼業併用建築物	主要用途の区分	11
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	12
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	13
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	14
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	15
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	16
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	17
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	18
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	19
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	20
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	21
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	22
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	23
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	24
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	25
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	26
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	27
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	28
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	29
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	30
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	31
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	32
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	33
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	34
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	35
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	36
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	37
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	38
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	39
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	40
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	41
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	42
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	43
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	44
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	45
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	46
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	47
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	48
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	49
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	50
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	51
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	52
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	53
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	54
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	55
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	56
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	57
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	58
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	59
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	60
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	61
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	62
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	63
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	64
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	65
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	66
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	67
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	68
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	69
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	70
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	71
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	72
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	73
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	74
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	75
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	76
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	77
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	78
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	79
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	80
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	81
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	82
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	83
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	84
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	85
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	86
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	87
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	88
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	89
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	90
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	91
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	92
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	93
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	94
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	95
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	96
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	97
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	98
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	99
商業(専ら商業の用に供する建築物)	用途	00

1. 届出の手順について【申請者用】

(3) 「ログインして申請に進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請

建築工事届


入力の状況

0%

大分県の「建築工事届」のネット申請ページです。

建築工事届とは

建築基準法第15条第1項の規定に基づき建築する場合（床面積が10㎡を超える建築物に限る）に行う届出

クリック 

ログインして申請に進む

大分県公式ページとして株式会社グラフィアーが運営しています。

1. 届出の手順について【申請者用】

- (4) 初回はアカウントの作成が必要です。画面に従いアカウントの作成をお願いします。アカウントを作成したら、メールアドレス、パスワードを入力してログインします。

Graffer
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

メールアドレス 必須

パスワード 必須

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。

[Grafferアカウント規約](#) · [プライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

Grafferアカウントを作成する

① メールアドレス
パスワードを入力

② ログインする

※初回は、アカウントの作成が必要。
「Grafferアカウントを作成する」
をクリックして、画面に従って
アカウントを作成する。

1. 届出の手順について【申請者用】

(5) 「利用規約に同意する」をチェックして、「申請に進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請

建築工事届

入力の状況 0%

大分県の「建築工事届」のネット申請ページです。

建築工事届とは
建築基準法第15条第1項の規定に基づき建築する場合（床面積が10㎡を超える建築物に限る）に行う届出

① 「利用規約に同意する」をチェック 利用規約に同意する
利用規約を読む

② 「申請に進む」をクリック

申請に進む

1. 届出の手順について【申請者用】

- (6) 画面に従って、各項目を入力し、事前に準備した添付ファイルを登録してください。
各項目を入力したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

① 画面に従って、
各項目を入力する

建築工事届

入力状況

6%

申請者の情報

法人を検索して自動入力する

建築主氏名 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所を自動で入力

建築主住所 必須

建築主電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

② 各項目を入力したら、
「一時保存して、進む」をクリック

一時保存して、次へ進む

< 制度概要ページに戻る

建築工事届

入力状況

【任意】

95%

申請の一時保存について

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

必要な書類の添付

地図 任意

建設場所の地盤は、建設場所が土砂災害特別警戒区域の範囲にあるか否か等を確認するために添付を求めます。地区の熱河がない場合は、後日、あらためて場所の確認の連絡をする場合

ファイルを選択…

一時保存して、次へ進む

< 戻る

① 「**ファイルを選択…**」
をクリックし、事前に準備
した添付ファイルを登録する

1. 届出の手順について【申請者用】

(7) 入力内容を確認して、修正箇所があれば「編集する」をクリックして修正してください。
修正等がなければ、「この内容で申請する」をクリックしてください。

建築工事届

入力の状況 100%

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須 [編集する](#)

法人

建築主氏名 必須 [編集する](#)

郵便番号 必須 [編集する](#)

建築主住所 必須 [編集する](#)

建築主電話番号 必須 [編集する](#)

工事施工者（設計者又は代理者）情報

工事施工者の決定有無 必須 [編集する](#)

未定

工事監理者情報

工事監理者の決定有無 必須 [編集する](#)

未定

却工事施工者情報

却工事の有無 必須 [編集する](#)

却しない

着工及び工事完了の予定期日

着工予定期日 必須 [編集する](#)

2022/09/17

工事完了予定期日 必須 [編集する](#)

2022/09/21

① 入力内容を確認して、修正箇所があれば「編集する」をクリックして修正する。

・
・（中略）
・

[この内容で申請する](#)

② 修正等がなければ、「この内容で申請する」をクリックして申請する。

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(8) 以上で、申請が完了しました。

その後も、受付処理（受付完了、差戻し）ごとに、その都度メールが送付されます。
申請完了直後に、申請の内容を確認する場合は、URLから確認してください。



👉申請受付通知

👉 申請の内容を確認する場合は、
こちらをクリック



👉取り下げ通知



👉差し戻し通知



👉完了通知

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

- (9) 申請内容の詳細が表示されます。申請内容や受け付け状況を確認することができます。また、「申請の取り下げ」もこの画面から行います。
「この申請を元に新規申請」をクリックすると、申請内容が入力された状態で再度申請ができます。
届出書の修正や、変更届の際に入力手間を省くことができます。

申請一覧 / 申請詳細

建築工事届

申請を取り下げる場合は、
こちらをクリックしてください。 [申請を取り下げる](#) [この申請を元に新規申請](#) ⇒ 申請内容が入力された状態で再度申請が可能です。
入力手間を大幅に省くことができます。

申請基本情報 申請内容

申請番号 ⇒ 申請番号を確認できます。
問い合わせの際はこちらの番号をご確認ください。
3291-9862-1860-9100749

申請先
大分県

対応ステータス ⇒ 受け付け状況を確認することができます
受付済

手続き名称
建築工事届

申請者情報

種別	法人
法人名	大分 太郎
郵便番号	8700000
住所	大分県大手町3丁目1番1号
電話番号	0975061111

受付日時
2022/09/09 17:56

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(10) 申請以後は、画面右上のプルダウンから「申請一覧」をクリックすると、これまで申請した手続きの一覧を確認することができます。



これまで申請した手続きの一覧を確認することができます。



③ 「詳細を確認する」をクリックすると、(10) の申請内容の詳細の画面が表示されます。

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(11) 提出先(各土木事務所)で審査が行われると、下記のような通知メールが届きます。

大分県 建築工事届 申請受け付けのお知らせ

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)
日時 : 2022年09月12日 (月) 18:53
To : a18500@pref.oita.lg.jp

「大分県 建築工事届」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類
大分県 建築工事届

■ 申請日時
2022-09-12 18:53:20

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/1810834757534502483>

URLより申請内容が
確認できます

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

申請一覧 / 申請詳細

建築工事届

申請を取下げると、こちらをクリック

申請を取り下げる この申請を元に新規申請

申請基本情報 申請内容

申請番号
1810-8347-5753-4502483

申請先
大分県

対応ステータス
受付済

手続き名称
建築工事届

申請者情報

種別	法人
法人名	大分 太郎
郵便番号	8708501
住所	大分県大分市大手町3丁目1-1
電話番号	097-506-1111

工事届等で他の棟を別の申請で行う場合は、こちらからが便利です。

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(12) 提出先(各土木事務所)で受付後、記載内容の不備等により「差し戻し」が行われると、下記のような通知メールが届きます。

返信する 全員に返信する 転送する 削除する 印刷用画面 オプション 移動する

大分県 建築工事届【テスト用】 申請が差し戻されました

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)
日時 : 2022年09月13日(火) 09:16
To : a18500@pref.oita.lg.jp

「大分県 建築工事届【テスト用】」の申請が差し戻されました。

- 申請の種類
大分県 建築工事届【テスト用】
- 申請日時
2022-09-02 17:43:59

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/2839266876088730184>

届出対象外です。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県まで受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファァー
Copyright © Graffer, Inc.

URLより申請内容が
確認できます

差し戻しの理由が表示されます

申請一覧 / 申請詳細

建築工事届

申請を取下げると、こちらをクリック

[申請を取り下げる](#) [この申請を元に新規申請](#)

申請基本情報 申請内容

申請番号
1810-8347-5753-4502483

申請先
大分県

対応ステータス
受付済

手続き名称
建築工事届

申請者情報

種別	法人
法人名	大分 太郎
郵便番号	8708501
住所	大分県大分市大手町3丁目1-1
電話番号	097-506-1111

受付日時
2022/09/12 18:53

「差し戻し」の場合は、再度提出をお願いします。

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(13) 【クレジットカード払い】(証明願)クレジットカード払いを選択すると、下記のような通知メールが届きます。必要事項を登録し、支払いを完了してください。

★ 証明願(建築物)申請 支払い依頼のお知らせ

差出人 : noreply@mail.graffer.jp
日時 : 2022年08月26日(金) 08:49
To : mitsuishi-takiko@pref.oita.lg.jp

大分県「屋外広告物新規許可申請」の支払いを行ってください。

- 申請の種類
「証明願(建築物)」
- 400 円
- 申請番号
3201-5574-7256-2858563
- 支払い依頼日時
2022-08-26 08:49:12

以下のURLから支払いを行ってください。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/3201557472562858563?tab=PAYMENT>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファァー
Copyright © Graffer, Inc.

支払い依頼のメールが届きます。

URLをクリックすると、
右の画面が表示される。

申請一覧 / 申請詳細

証明願(建築物) 申請

申請基本情報 申請内容 支払情報

申請番号
3201-5574-7256-2858563

申請先
大分県

対応ステータス
処理中

手続き名称
証明願(建築物)

申請者情報

種別	法人
法人名	A
郵便番号	8708501
住所	大分県大分市大手町3丁目1-1 大分県庁
法人代表者名	A
電話番号	097-506-4655
メールアドレス	mitsuishi-takiko@pref.oita.lg.jp

受付日時
2022/08/26 08:19

申請一覧 / 申請詳細

証明願(建築物) 申請

申請基本情報 申請内容 支払情報

日時	費目	金額
	合計	0 円

支払一覧

400 円	支払い待ち	詳細を確認	支払いに進む
-------	-------	-------	--------

「支払情報」→「支払いに進む」の順にクリック。

屋外広告物新規許可申請

支払い依頼の確認

支払い方法の設定

支払い方法
お支払いに使うクレジットカードが登録されていません。

支払いの詳細

費目	金額
手数料	400 円
合計	400 円
非課税	400 円

以上の内容で支払いを実行する

必要事項を登録し、支払う。

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(15) 提出先(各土木事務所)で「審査」が完了すると、下記のような通知メールが届きます。
※証明書の交付は、申請した土木事務所の窓口にて行いますので、**受け取り**にお越してください。

大分県 建築物除却届【テスト用】 処理完了のお知らせ

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)
日時 : 2022年09月13日(火) 10:42
To : a18500@pref.oita.lg.jp

「大分県 建築物除却届【テスト用】」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類
大分県 建築物除却届【テスト用】

■ 申請日時
2022-09-02 17:33:11

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/0779630846158065582>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

👉 URLより申請内容が
確認できます

建築物除却届【テスト用】

この申請を元に新規申請

申請基本情報 申請内容

申請番号

0779-6308-4615-8065582

申請元

大分県

対応ステータス

完了

手続き名称

建築物除却届【テスト用】

申請者情報

種別 個人

氏名 大分太郎

郵便番号 870

住所 大分県大手町

電話番号 097-536-1111

受付日時

2022/09/02 17:33

👉 お問い合わせ、証明
願いを提出される方は、
こちらの番号を所管す
る土木事務所にお伝え
ください。

3. 最後に・・・

工事等を行う地域毎に受付窓口が異なります。お問い合わせは下記の窓口へお願いします。

●申請・届出等対象地域はこちら

工事を行う地域	受付窓口 (土木事務所)	担当課名等	電話番号
国東市 姫島村 杵築市 日出町	大分県 別府土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0977-67-0216(直通)
由布市	大分県 大分土木事務所	建築住宅課 建築住宅第一班	097-558-2147(直通)
臼杵市 津久見市	大分県 臼杵土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0972-63-4136
豊後大野市 竹田市	大分県 豊後大野土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0974-22-1056
九重町 玖珠町	大分県 日田土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0973-23-2141
豊後高田市	大分県 中津土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0979-22-2110

※大分市、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市での工事等については、大分県のホームページからの届出等できません。届出等の方法は各市役所へお問い合わせください。

